

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）</p> <p>第五条の九の八 法第十六条の八第一項第四号イに規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>第五条の九の九 「略」</p> <p>第五条の九の十 「略」</p> <p>第五条の九の十一 「略」</p> <p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定す</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>第五条の九の八 「同上」</p> <p>第五条の九の九 「同上」</p> <p>第五条の九の十 「同上」</p> <p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二十五条の十四 「同上」</p>

る内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

【一・一の二 略】

二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第二十五条の十六及び第二十七条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第二十五条の十六第五号イからニ^二までのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

【二の二〜十四 略】

（長期信用銀行代理業の許可の審査）

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

【一〜三 略】

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障害により長期信用銀行代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令

【一・一の二 同上】

二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第二十五条の十六及び第二十七条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第二十五条の十六第五号イからハ^二までのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

【二の二〜十四 同上】

（長期信用銀行代理業の許可の審査）

第二十五条の十六 「同上」

【一〜三 同上】

四 「同上」

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取

上これと同様に取り扱われている者

〔六〇チ 略〕

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 役員のうち精神の機能の障害のため長期信用銀行代理業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ 役員のうち前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

〔六・七 略〕

(指定申請書の添付書類)

第二十五条の四十五 〔略〕

2 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第五条の九の十第一項第二号の規定により全ての長期信用銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等

〔二・三 略〕

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〇四 略〕

五 役員が法第十六条の八第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当

り扱われている者

〔六〇チ 同上〕

五 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

ハ 役員のうち前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

〔六・七 同上〕

(指定申請書の添付書類)

第二十五条の四十五 〔同上〕

2 〔同上〕

一 第五条の九の九第一項第二号の規定により全ての長期信用銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 役員が法第十六条の八第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ

<p>しない者であることを当該役員が誓約する書面 「六〇九 略」</p>	<p>及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 「六〇九 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	